



〒530-0043 大阪市北区天満1丁目6番8号 六甲天満ビル801
管理職ユニオン・関西 TEL(06)6881-0781 FAX(06)6881-0782

最高裁判所 初判断

「職種限定」なのに配転 違法

最高裁判所第二小法廷は、職種を限定した労働契約を「使用者は労働者に対し、同意なしに合意に反する配置転換を命ずる権限を有しない」と、4月26日判決を下した。

原告の男性は滋賀県の社会福祉協議会が運営する福祉施設で、福祉用具を扱う技術職として18年勤務した後、19年に同意なく総務課に配転された。この配転が「職種限定合意」に反して違法だとして提訴していた。

判決は、一審（京都地裁）二審（大阪高裁）では、職種限定の合意があったうえで、配転命令には解雇を回避する目的もあり異動には合理的な理由があるとして敗訴していた。この最高裁判決により、損害賠償を求めていた原告の請求を棄却した二審・大阪高裁判決を破棄し、高裁に差し戻し賠償の必要性などが審理される。

最高裁が前提としたのは労働契約法である。第3条の1項で「労働契約は労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。」を根拠にしている。

しかし現実には、この規定があっても「労使対等」ではないし、個別の労働者が労働契約を結ぶ場合、経営者側の一方的な形で押し付けられることが多いのである。

今回の最高裁判決が、労働契約書で職種限定であれば、労働者の同意なしに配置転換できないとしたことは評価できる。

労働契約法第3条は、先の1項に続き2～5項までである。2項は均衡を考慮、3項は仕事と生活の調和にも配慮、4項は労働契約の遵守と信義則の履行、5項は権利濫用の禁止が定められている。こうした項をたてにした訴訟はなかなか起こしにくいと思いますが。

労働基準法に基づく労働契約締結時の労働条件明示義務の改正（ルール変更）が、今年の4月から募集広告や職業紹介を受ける際に、求人企業などから明示される労働条件が追加されました。以下の3つです。



- ① 就業業務、就業場所の変更の範囲
※厚労省の紹介には、「変更の範囲」とは、雇入れ直後にとどまらず、将来の配置転換など今後の見込みも含めた、締結する労働契約の期間中における変更の範囲のことをいいますとのこと。
- ② 更新上限の有無と内容（有期労働契約の通算契約期間または更新回数の上限を含む）
- ③ 無期転換申込機会、無期転換後の労働条件

求人票に上記の改正で明示することによって、個別紛争として争いになっていることを“はっきり”決めるということらしい。もめ事を減らしたいということです。

しかし求人票に基づいて応募し面接するとして、労働契約時に応募内容が切り下げられていることが多々あり、求人票通りかそれ以上の話をすれば、採用されない確率が高くなる。例えば、業務についていえば、一つ職種、地域であればもめることはないが、「ただし、・・・の業務にすることもある」と記載がある場合、削除を求めにくい。今後のことも含めた「変更の範囲」の記載は抜け道になると思えます。

連載 役員・執行委員の順番自由記事



無 題

執行委員

K. S

私は、組合に入会して23年目になります

当初、退職勧奨で当組合に入会しました。

当組合員としては、5～6番目の古株だと思います。

執行委員も間は空きましたが長年させて頂いております。

当時、組合員が300人弱いたころは「こらえてばかりで委員会」というグループを結成して、春闘デモを発案し、実行したり、模擬団交の開催、他の組合との交流会、組合員を増やすピラ配り、団交の応援要請、週1回の組合員交流会等を行い、常に活気のある組合でした。

しかしながら、組合内部のゴタゴタ等や世の中の変化による組合員の減少により、組合事務所もだんだん活気が無くなってきました。

なんとか、以前みたいに少しは活気のある組合しようと長らく執行部を離れていましたが、執行部に復帰しました。しかし、復帰して直ぐに大病をしてしまいました。まだ、完全には体調はもどってはいませんが、できる限りの活動はしているつもりですが、なかなか以前のような組合のようにはできません。他の執行委員のメンバーもいろいろ知恵をしぼり活動していますが、なかなか難しいのが現状です。

そして、今、当組合も組合員の減少に伴い、財政面や人材面などで、大変危機的な状況になっています。執行部でも、いろいろ対策をねっていますが、なかなか思うように解決できません。やはり、組合員の皆様、そして、賛助会員の皆様にもご支援、ご提案、ご協力を得たいと思います。ですが、紙面だけではなかなか、現状は把握で



きないと思いますのでできれば、お時間がある時に事務所に寄って頂いて、今の組合の現状を知って頂きたいと思います。

伝統あるこの管理職ユニオン関西が元気のある組合にして行きたいので、是非、皆様のご協力をお願いいたします。

無事、3回目の嘱託社員の更新契約を 現状維持で獲得しました！



組合員 A. F

私は、約30年近く、建設コンサルタント会社（主に官庁発注の土木設計（道路、橋梁等）会社）の営業・事務職に携ってきました。2021年に60歳で定年を迎え、一旦定年退職しました。その後今までの経験・営業・事務のノウハウを生かして後輩の教育・指導をメイン（管理を主体）とする「嘱託社員」での雇用継続を希望しました。1年毎の有期契約ではありますが、基本的には65歳まで労働契約内容は変わらないという話でした。その条件のままで、1年目、2年目も同条件で契約更新してきました。

ところが、3年目の契約更新の前に様相が変わってきました。

それまで若手担当者3名と女子社員3名で分担していた一般事務業務を、雑用も含めその全部を、私ともう一人の50歳台の名古屋勤務の社員にやるよう命じてきました。

年度末の業務量が増大する繁忙期、しかも今まで管理はしていても、実際にやったことのない慣れない業務をこなす為、時間外勤務、土曜日出勤をしても追いつかない状態になりました。そのこなしきれない業務を責め、「もっと早くやって下さい。」やり方がわからない業務について聞いても「自分で調べてやって下さい。」と冷淡に後輩社員に言われ、非協力的な態度に孤立感を感じ精神的に参り、眠れない夜が続き心身的にも不調を感じていました。

又会社は昨年4月に就業規則の改定を行い、規則に「嘱託社員には賞与を支給しない」の一文をいれてきました。（私の今までの個別契約では「支給する」となっていました）

その上、例年なら3月下旬までに契約の更新があるのが普通なのに、まだ契約案の提示がないことから、会社は就業規則改定を理由に「賞与を支給しない」への条件変更、または業務内容の変更（管理から一般事務へ・業務処理能力の不足等）からの給与減額等、提示してくるのではないかと不安がどうしようもなく、つづいてきました。

どうしようと悩んでいても何も変わらない、このままでは会社にヤラレル！と一念発起し、管理職ユニオン・関西へ相談にお伺いしました。すぐに仲村委員長が相談を受けて状況を聞いて下さり、「そのような状況なら、会社に組合加入通知と団体交渉

申し入れをして一緒に闘いましょう」と言って下さいました。一人で会社と争っても弱い立場の労働者の声はかき消されてしまいます。組合に入って会社が無視したり、不誠実な対応ができないようにして、組合の皆さんと共に闘っていこうと決意しました。

そこからの組合の対応はスピーディなもので、即刻、組合加入通知書と団体交渉申し入れ書を会社に送付する様指示を頂き、先手を打つことができました。

そして団体交渉の当日、仲村委員長と組合員の方も来て下さり、私も含め3人で団体交渉に臨みました。会議室の前では、会社の役員と人事の部長及び主幹が友好的に出迎えてくれ、和やかに団体交渉がスタートしました。

議題については「A. Fの契約更新について」で、どういう契約案を示してくれるのかと切り出したところ、会社の契約案は、なんと1年目、2年目と同条件（現状維持）の提示でした。

賃上げこそ有りませんでした。会社は労働条件の切り下げはできないと判断したようです。組合に加入せず、一人で会社と対峙していたら、悪い条件での契約更新になった恐れは十分考えられます。会社は組合からの反論を受けないよう現状維持での契約更新を提示してきたのではないかと思います。契約書に労働条件の引き下げがないことを確認して、翌日契約書を交わすことができました。

団体交渉を申し入れて現状維持を勝ち取れたことは、これもひとえに仲村委員長の指導、組合の力のおかげであることは言うまでもありません。

本当にありがとうございました。

私も今後組合員の皆さんの応援ができるよう力を蓄え頑張っていく所存ですのでよろしくお願いいたします

5/1 中之島メーデーに参加しました！

13時30分から剣先ひろばでメーデー集会・デモが行われました。小雨が降り少し寒い中でしたが、6名で最後までデモで梅田まで歩きました。

組合活動に参加を！

協力していただける方を募集しています！

- 機関誌編集者:集まった記事に、見出しを付けカットを挿入し編集する。
- 機関誌連載記事担当者:時事問題、エッセイ、川柳などを書いてもらう。
- レクレーション担当者:ハイキングの計画、呼びかけ、案内をしてもらう。



豆知識

就業規則違反の労働契約は無効である

労働契約法第12条

就業規則で定める基準に達しない労働条件を定める労働契約は、その部分については、無効とする。この場合において、無効となった部分は、就業規則で定める基準による。

たとえば、就業規則で休憩時間が60分と決められているのに、経営者が個々の労働者との労働契約書で休憩時間30分として合意したとしても、その合意は無効とされ休憩時間は60分となります。

したがって、就業規則で定める基準以上を定める労働契約は有効です。

組合員の皆さん！就業規則をしっかりと確認しておきましょう。



組合員交流会/映画鑑賞会 映画を観よう！「Winny」

日時：5月17日(金) 19時から2時間程度

場所：組合事務所にて

〈解説・あらすじ〉

映画『Winny』は、プログラミング界に革命をもたらした天才プログラマー、金子勇の生涯と彼が開発したファイル共有ソフト「Winny」に焦点を当てた作品です。

2002年に登場したWinnyソフトウェアは、P2P技術を利用した匿名性の高いファイル共有システムとして多くのユーザーに受け入れられ、爆発的に普及しました。しかし、その匿名性が違法なファイル共有に利用されることも多く、Winnyを介した情報流出は、自衛隊の機密情報や警察の犯罪者情報、学校の生徒情報など、重要なデータがインターネット上に漏れる事態を招き、社会に大きな影響を与えました。

Winny事件後も、WinnyのP2P技術は今後の社会を支える基盤技術の一つになっています。Winnyは、技術革新と社会問題の両面で大きな影響を与えたソフトウェアと言えます。

金子勇の著作権法違反幫助での逮捕とその後の裁判は、ソフトウェア開発者の社会的責任と創造的な表現の限界についての議論を巻き起こしましたが、その後の彼の裁判で無罪判決を勝ち取ったことは、デジタル時代における表現の自由の勝利と見なされ、プログラマーたちに希望を与えることになりました。

映画『Winny』は、プログラミングの世界を知る人々にとっても、一般の観客にとっても、それぞれの視点から考えさせられる映画です。

製作2023年、日本、127分、監督 松本勇作、原案 渡辺淳基、脚本 松本優作 岸建太郎、配給：KDDI、ナカチカ

QRコードを読み取って頂きますと、この映画の予告編をご覧になれます。➡



4月6日午後、花見会を大川沿いで行いました。



4月6日(土)朝から、組合事務所から歩いて5分くらいの大川沿いにブルーシートで場所確保をしました。造幣局の“桜の通り抜け”が開催中ですごい人出でした。

午後2時から開始し、Hさん持参の“ヒシ酒”もいただき大いに酔いが回りました。元委員長のAさん、車椅子のKさんも参加されました。団交中団交予定の組合員の懇親も深まりました。

北海道の泊原発のある泊(とまり)村、高レベル放射性廃棄物地層処分の文献調査を受け入れている寿都(すっつ)町、神恵内(かもえない)村、に行ってきました。

執行委員長 仲村実

5月4日から9日まで北海道の泊村、岩内町、寿都町、神恵内村、札幌市、小樽市に行ってきました。

私の友人ですが、原子力発電所(原発)のある泊村で村営住宅に住み着いて9年、原発廃炉でがんばっています。その友人宅に泊まって、北海道電力社員住宅や地域住民宅へのチラシ入れなどを手伝ってきました。

寿都町、神恵内村では、原発に反対する町議、元町・村職員労組幹部だった人などとも話もしました。3基ある泊原発は、現在再稼働はしていませんが、再稼働の動きがあります。

5月9日の16時過ぎの新千歳空港発の飛行機で自宅着が21時30分過ぎでした。帰ってすぐに夕刊を見ると「玄海町長あすにも可否 核ゴミ文献調査」の記事(右記、10日に町長受け入れ表明)がありました。神恵内村にあるNUMO(原

朝日(夕) 5/9

玄海町長あすにも可否 核ゴミ文献調査

原発から出る高レベル放射性廃棄物(核のごみ)の最終処分場選定をめくり、国から選定の第1段階の「文献調査」の申し入れを受けた佐賀県玄海町で、10日に町議会(全協)の全員協議会(全協)が開かれることがわかった。

市町村が応募するか、国

た。脇山伸太郎町長は、調査の受け入れ可否を全協で明らかにする考えを示しており、この場で表明するとみられる。

文献調査は、2年程度かけて活断層の記録などの資料を調べるもので、

からの申し入れを受諾することで実施が決まる。実施されれば、北海道の寿都町と神恵内村に次いで全国3例目。玄海町には九州電力玄海原発があり、原発の立地自治体では初めてとなる。

玄海町議会では4月26

日、文献調査を求める地元3団体からの請願を賛成多数で採択。これを受けて、経済産業省の幹部が5月1日、調査受け入れを求める文書を脇山町長に手渡した。7日には町長が経産省で斎藤健経産相と会談し、「大変悩んでいる」と述べる一方、「最終処分場は本来に大事な問題」といった考えを伝えていた。

子力発電環境整備機構)の神恵内交流センターを訪ねてきたので、国策の原発推進、その核ゴミ処理の地層処分(地下300メートル条で数十万年管理するという)計画の推進の反対、ひいては原発廃炉運動の重要性を考えさせられました。

文献調査を受け入れる町や村に国からの交付金が2年で20億円の金が出るということです。北海道の寿都町、神恵内村に続き佐賀県の玄海町が3番目です。神恵内村のNUMO交流センターの職員の話では、「10カ所くらいで文献調査をして、順次進めていく」と国策決定を言います。

NUMO発行の「知ってほしい地層処分」というパンフレットには、下記の掲載がありました。



第2段階のボーリング調査に入れば、もっと多額の交付金があります。

我が友人は、このセンター職員に対して『専用の運搬車・輸送船、専用道路・港』が必要ですね。税金が相当額使われることになりますね』と突っ込めば、職員は「そうですね」と答え、「パンフレットに書いてあります」と逃げ腰でした。(次号に)



← 北海道電力(北電)の原子力PRセンター「とまりん館」: 見学をしました・

→ 札幌駅舎内にあったアイヌの人物木彫りの前で。



← 寿都町の風力発電をバックに私が写っている。風車の風切り音が聞こえる。音と低周波が問題である。



倶知安町から見た羊蹄山
※次号でも、報告をさせていただきます。



寿都町の風力発電